医療機関が保有する検査データの創薬目的での利活用について

令和4年2月24日 事務局

- ○創薬のためには、既に一定程度標準化されている疾病名や薬剤情報のほか、患者の 検査データを比較可能な形で製薬会社が利用することが有用。
- 〇当該検査データは、医療機関においては多くの場合電子カルテに記録されているが、 ①(電子カルテ上の他のデータと同様に)検査名や数値等の単位が標準化されておらず(※) (病院毎(ベンダー毎)に独自規格を使用)、また、検査方法に精度管理が義務付けられておらず、比較可能なデータではないことが課題となる。加えて、②カスタマイズされた電子カルテを利用する大病院では、検査データなどの電子カルテ上のデータについて他の標準規格等による外部出力を行う際に、ベンダーから高額な費用を請求されるとの指摘も存在。
 - ※ そもそも、医療機関には、コストをかけて標準化を行うインセンティブは小さい。
- 〇本日は、検査データの創薬目的での利活用を促進する観点から、まず、上記②について、公正取引委員会から、官公庁の情報システム調達に関するベンダーロックイン等に関する実態調査を踏まえ、民間医療機関が抱える同様の状況への適用可能性について説明いただく。その上で、上記①についての議論をお願いしたい。
- ○なお、本議題は、電子カルテの(データ項目や内容の)標準化の議論と密接に関係 するが、それ自体ではない。幅広い観点からの検査データの利活用等については、 今後引き続き、本ワーキング・グループでも議論をお願いしたい。
 - ※ 電子カルテ上のデータ全般については、本来の目的である医師による診療録としての利用以外に、患者本人のPHR(Personal Health Record)、診療所・介護施設等での情報共有、製薬企業等による創薬など、多様な利用方法がある。

2022年2月24日

未定稿

電子カルテの導入状況

検査データ標準化の課題

論点

- ○普及率が低い
 - ※診療所の導入率は4割程度
- 〇パッケージ品の利用が多い (カスタマイズは少ない)
- 〇(今後導入される電子カル テを含め)検査データの標 準化(※1)(前提として外部 精度管理(※2)が必要)
 - ※1 検査項目コード (JLAC10(*))等が現場で使用されていない
 - ※2 検査値は検査機器、試料、 試薬等によっても異なるため、比較可能とするために 行う補正
- 〇医療機関への標準化の動機 付け(電子カルテ上の検査 データ自体の標準化もあり うるか)
 - 一診療報酬上の動機付けや 社会保険診療報酬支払基 金の関与

- 〇高度にカスタマイズされてい ることが多い
 - →電子カルテ自体の標準化に 対応するためシステム改修 に要するコスト・時間が大 きい(一方で、標準化に対 応するインセンティブは小 さい)
- 〇二次利用のための検査デー タの標準化(前提として外部 精度管理が必要)
- 〇病院システムからデータの 標準規格での外部出力の円 滑化
- 〇医療機関への標準化の動機 付け(電子カルテから検査 データを出力する際の標準 化)
 - ー診療報酬上の動機付けや 社会保険診療報酬支払基 金の関与
- 〇データ出力の円滑化

(ベンダーロックイン解消)

*

診療所

病院

日本臨床検査医学会が2002年に制定した臨床検査項目分類コード

